

情報・システム研究機構長の業務執行状況の確認規則

平成28年3月4日  
制 定

最近改正 令和4年2月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構長選考・監察会議規則（以下「選考会議規則」という。）第7条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長（以下「機構長」という。）の業務執行状況の確認に関し必要な事項を定める。

(恒常の確認)

第2条 機構長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）の委員は、選考時に期待した業績を機構長があげているか、その業務執行の状況について選考会議規則第3条第1号により選出された委員については経営協議会に、同規則第3条第2号により選出された委員については教育研究評議会に出席し、恒常的な確認を行う。

2 選考会議は、監事から機構長の不正行為若しくは法令違反等に関する報告を受けたとき又は機構長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、機構長に業務執行状況の報告を求めることができる。

(定期的確認)

第3条 選考会議は、毎年、前年度における業務の実績報告及びその評価結果により、選考時に期待した業績を機構長があげているか、業務執行状況の確認を実施（以下「定期的確認」という。）し、年度末までに結果を公表する。ただし、機構長退任の翌年度については、この限りではない。

2 選考会議は、定期的確認に当たっては、機構長と意見交換を行う。

3 選考会議は、定期的確認に当たっては、監事に対し意見を求める。

4 選考会議は、定期的確認を行った場合は、機構長に対して結果を通知するとともに、必要に応じて提言及び要請を行うことができる。

(庶務)

第4条 機構長の業務執行状況の確認に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則の解釈について疑義のあるときは、選考会議がこれを決定する。

2 この規則の改廃は、選考会議がこれを行う。

3 この規則に定めるもののほか、機構長の業務執行状況の確認に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。